



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年3月26日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役社長兼 CEO 岡村 信悟 京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 川俣 幸宏
	名称	川崎新！アリーナシティ・プロジェクト
	種類	高層建築物の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為） 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 商業施設の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市川崎区駅前本町25番地ほか
	目的	アリーナ施設、宿泊施設、商業施設等を含む複合エンターテインメント施設の建設、歩行者デッキの整備及び道路の拡幅整備
	内容	敷地面積：約14,470㎡（道路用地除く） 開発区域の面積：約13,640㎡（アリーナ敷地） 建築物の最高高さ：約80m（アリーナ敷地 商業棟） 延べ面積：約59,220㎡（うち商業約6,490㎡） アリーナ敷地：約57,930㎡（うち商業約5,400㎡） 三角地敷地：約1,290㎡（うち商業約1,090㎡）
	施行期間	令和7（2025）年～令和10（2028）年
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年3月26日（火）から令和6年5月9日（木）まで
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（3階）・幸区役所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜、日曜、祝日は除く。ただし、幸区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（3月26日）は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html
意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX及びメールでは受け付けていませんので御注意ください。	